

健生食輸発1226第1号
令和6年12月26日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和6年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(中国産ヒラタケのプロシミドン及びポルチャーニのペルメトリン)

標記については、令和6年3月28日付け健生食輸発0328第2号(最終改正:令和6年12月24日付け健生食輸発1224第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、中国産ヒラタケ及びポルチャーニのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

なお、中国産ヒラタケのプロシミドンについては、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は、貨物保留の上、行政検査で対応するようお願いする。

記

1. 別表第2への追加

- ・中国産ヒラタケ(学名:*Pleurotus ostreatus*)及びその加工品(簡易な加工に限る。)のプロシミドン
- ・中国産ポルチャーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン

2. 別表第3への追加

- ・中国産ヒラタケ(学名:*Pleurotus ostreatus*)及びその加工品(簡易な加工に限る。)のプロシミドン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「SHANDONG LANTAI AGRICULTURAL DEVELOPMENT CO., LTD」又は「ZIBO JULI MUSHROOM INDUSTRY CO., LTD」であるものに限る。)
- ・中国産ポルチャーニ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のペルメトリン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「CHENGGONG SUNERFOODS CO., LTD.」であるものに限る。)